

静岡県大井川広域水道用水供給事業 令和4年度決算の概要

令和4年度の水道用水供給事業は、静岡県大井川広域水道企業団水道用水供給条例に基づき、構成団体7市に 38,098,849m³を用水供給しました。

建設・改良事業は、工事費として7件 666,115,000円を、調査費として5件 10,670,000円を執行しました。

経営状況のうち、収益的収支は、収入が3,979,756,824円(税抜)、支出が3,595,041,400円(税抜)で、384,715,424円の純利益(税抜)となりました。資本的収支は、収入が198,432,216円(税込)、支出が1,451,524,632円(税込)で、差引1,253,092,416円(税込)の収支不足額は損益勘定留保資金等で補てんをしました。

1 業務の状況

① 受水団体別年間有収水量

(単位: m³、%)

受水団体	令和4年度				令和3年度 実績 C	増減量 (B-C)	増減率 (B/C)
	計画 A	実績 B	増減量	増減率 (B/A)			
島田市	2,514,321	2,554,227	39,906	1.6	2,505,300	48,927	1.9
焼津市	2,700,567	2,683,996	△16,571	△0.6	2,651,406	32,590	1.2
掛川市	14,278,860	14,911,660	632,800	4.4	14,822,267	89,393	0.6
藤枝市	4,904,478	4,897,652	△6,826	△0.1	4,884,133	13,519	0.3
御前崎市	4,035,330	4,027,914	△7,416	△0.2	4,028,714	△800	△0.0
菊川市	5,897,790	6,635,138	737,348	12.5	6,656,514	△21,376	△0.3
牧之原市	2,390,157	2,388,262	△1,895	△0.1	2,387,960	302	0.0
計	36,721,503	38,098,849	1,377,346	3.8	37,936,294	162,555	0.4

②建設・改良工事

区分	決算額(円)	件数	備考
工事費	666,115,000	7件	<p>耐震工事及び設備の更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口取水工上水専用施設耐震補強工事 (令和2～3年度債務 R2:306,000,000円、R3:167,300,000円) 〔令和4年度繰越:94,465,000円〕 ・相賀浄水場可とう管補強工事 ・送水施設計装設備更新工事(その2) (令和3～4年度債務 R3:0円、R4:220,044,000円) ・相賀浄水場中央情報処理設備更新工事 (令和4～6年度債務 R4:0円、R5～6:904,200,000円) ・相賀浄水場薬品注入設備更新工事 (令和3～5年度債務 R3:0円、R4:270,000,000円〔R5繰越: 30,000,000円〕、R5:643,000,000円) ・右岸送水管地蔵峠線移設工事 (令和3年度:31,240,000円〔令和4年度繰越:50,391,000円〕) ・相賀浄水場脱水機棟ほか耐震補強工事 (令和4～6年度債務 R4:0円、R5～6:86,845,000円)
調査費	10,670,000	5件	<p>施設・設備更新及び耐震化に必要な業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左岸送水管藤枝線移設設計業務委託 ・相賀浄水場電気設備更新実施計画業務委託 ・施設更新実施計画策定支援業務委託 (令和4～5年度債務: R4:0円、R5:34,100,000円) ・掛川市受水点設置に伴う送水案検討及び送水施設詳細設計業務委託〔R5繰越:29,700,000円〕 ・榛南水道用水供給事業との統合に伴う基本設計業務委託 (令和4～5年度債務 R4:0円、R5:20,900,000円)
合計	676,785,000	12件	

2 経営の状況

①収益的収支

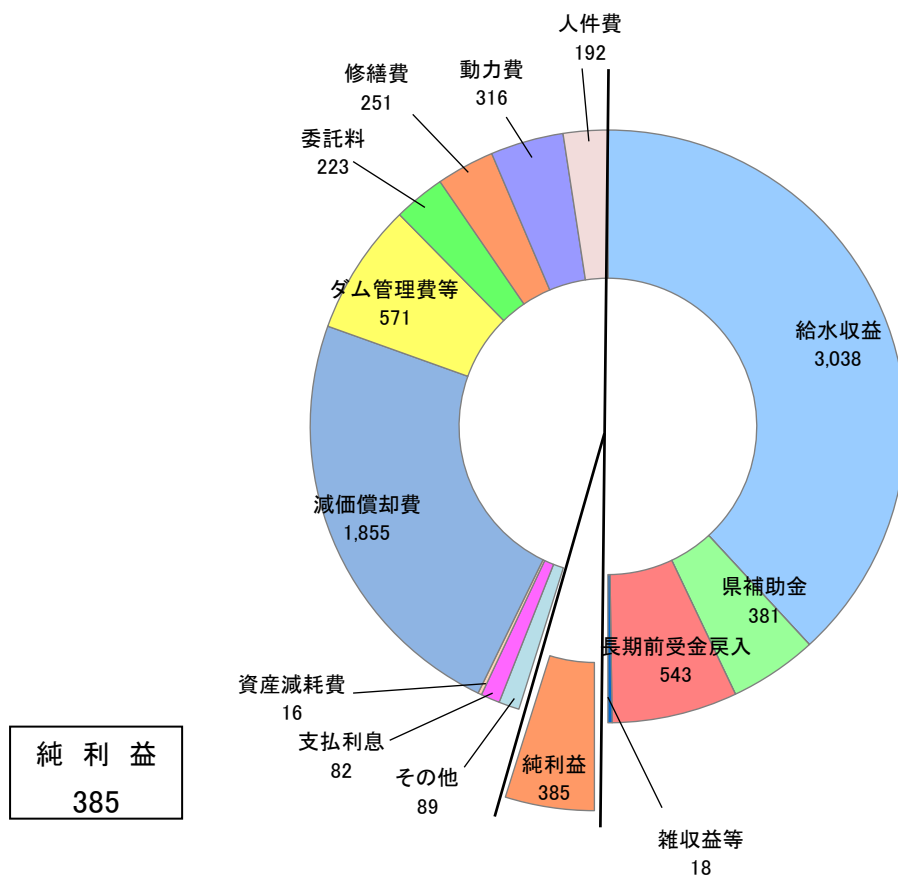
区 分	収益的収入(円)	収益的支出(円)	純利益(円)
決算額(税込)	4,284,358,581	3,834,636,748	449,721,833
[]は前年度値	[4,274,375,889]	[3,881,972,437]	[392,403,452]
決算額(税抜)	3,979,756,824	3,595,041,400	384,715,424
[]は前年度値	[3,970,639,129]	[3,633,321,589]	[337,317,540]

損益計算書(税抜)の概要

単位：百万円

費用
3,595

収益
3,980

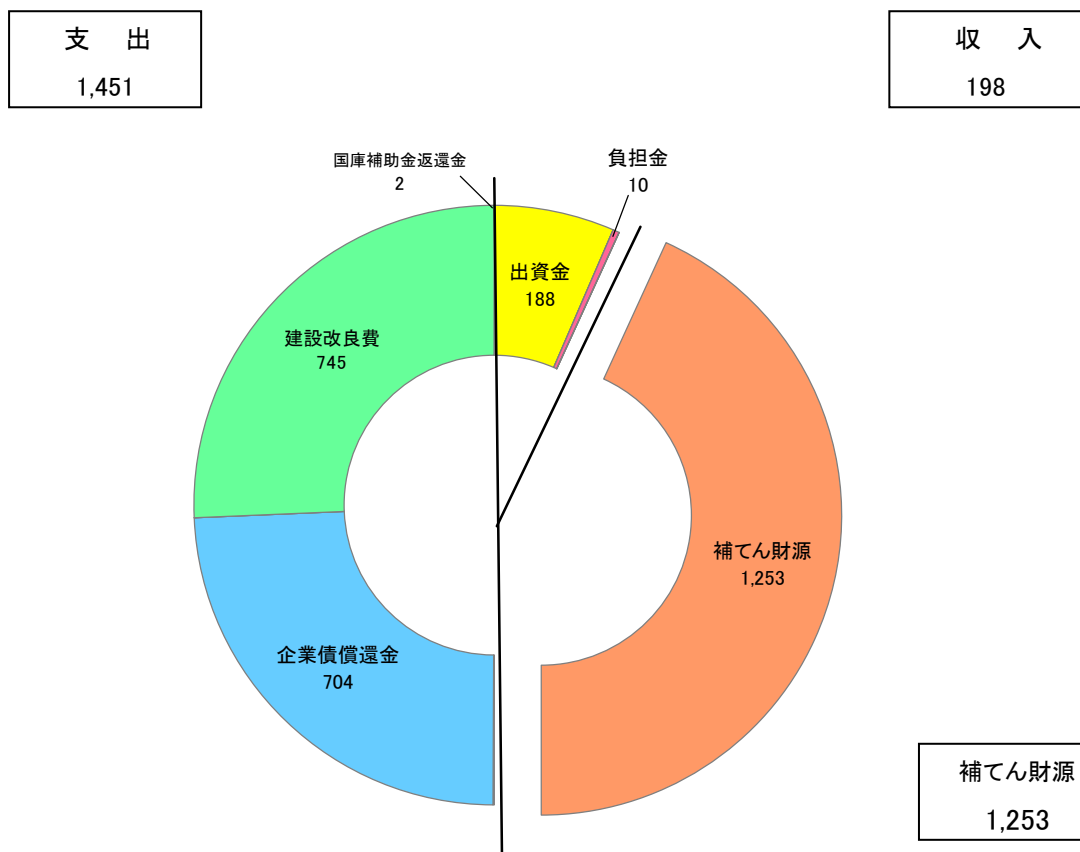


②資本的収支(税込)

区 分	資本的収入(円)	資本的支出(円)	差引計(円)
決 算 額	198,432,216	1,451,524,632	△1,253,092,416
[]は前年度値	[351,046,421]	[1,431,414,140]	[△1,080,367,719]

資本的収支(税込)の概要

単位：百万円



3 貸借対照表

貸借対照表は、企業の財政状況を示し、資産・負債・資本の状態を表にしたものです。

左側の借方には資産の状況(土地や建物、機械等の固定資産や、現金などの流動資産)を示し、右側の貸方には左側の資産がどのようにして得られたのか(負債や資本)を示します。

貸借対照表(令和5年3月31日)

(単位:円)

借方			貸方		
資産の部	固定資産	93,121,214,998	負債の部	固定負債	3,944,468,882
	(1)有形固定資産	34,535,815,732		(1)企業債	3,786,469,189
	うち土地	(3,486,012,232)		(2)引当金	157,999,693
	うち構築物	(27,800,651,732)		流動負債	1,103,051,078
	うち機械及び装置	(1,512,663,886)		(1)未払金	452,787,792
	(2)無形固定資産	56,552,706,387		(2)企業債	623,802,480
	うちダム使用権	(13,358,944,631)		(3)その他流動負債等	26,460,806
	うち水利権	(3,721,659)		繰延収益	32,803,609,388
	うち建設仮勘定	(43,189,728,897)		負債合計	37,851,129,348
	(3)投資	2,032,692,879		資本金	58,373,923,854
	流動資産	4,611,021,019		(1)出資金	41,542,387,597
	(1)現金預金	3,911,831,292		(2)組入資本金	16,831,536,257
	(2)未収金	672,315,438		剰余金	1,507,182,815
(3)貯蔵品	26,874,289	(1)資本剰余金	785,149,851		
		(2)利益剰余金	722,032,964		
資産合計	97,732,236,017	資本合計	59,881,106,669		
		負債・資本合計	97,732,236,017		

<主な科目の説明>

土地・・・浄水場やポンプ場等の水道施設用地

構築物・・・取水工、浄水場やポンプ場等施設及び送水管等

ダム使用権・・・長島ダムに水道水を貯留できる権利

建設仮勘定・・・建設中等の理由により未だ使用していない資産

未収金・・・会計年度内に代金が回収されなかった金銭債権

企業債・・・建設等のために借入れた国等からの借入金残高

引当金・・・退職給付引当金、修繕引当金

未払金・・・会計年度内に代金の支払いが完了しなかった金銭債務

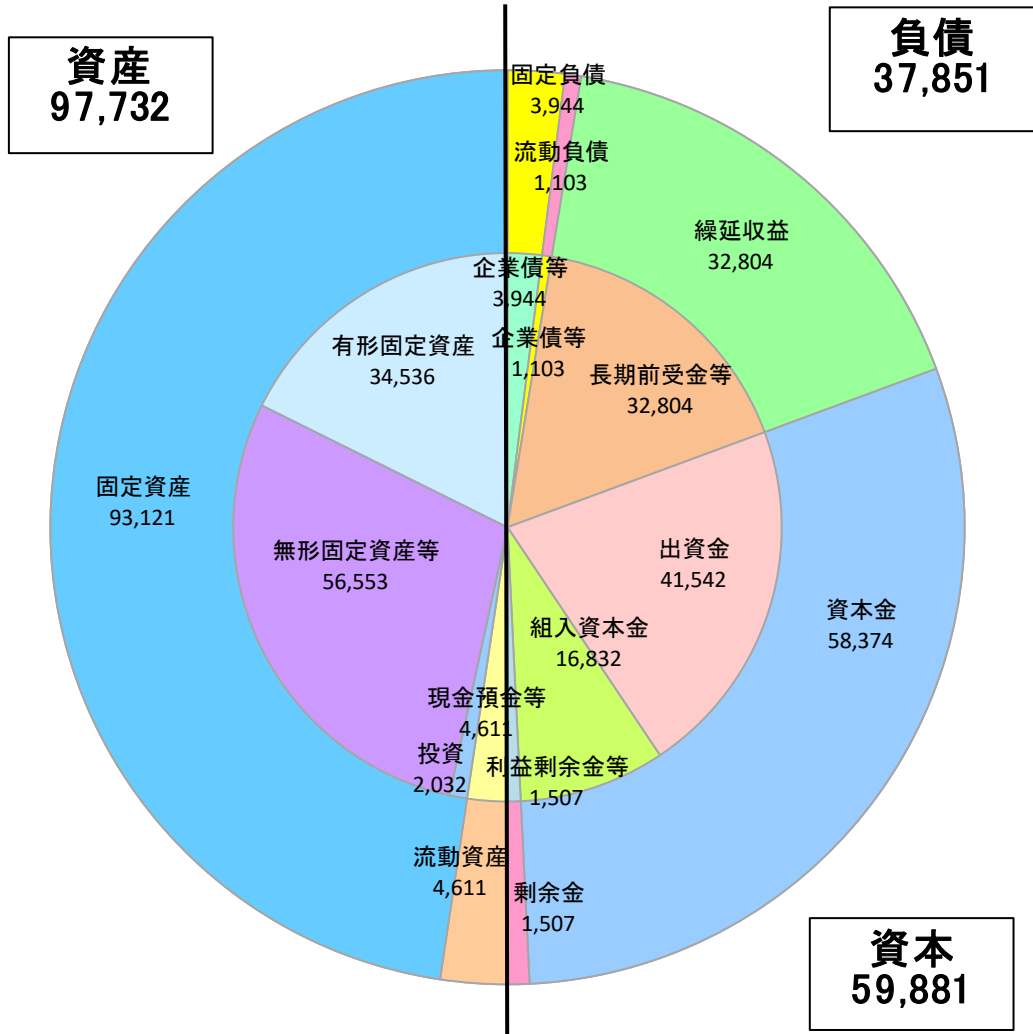
資本金・・・県や市からの出資金

資本剰余金・・・国や市からの補助金等

利益剰余金・・・前年度等の利益額であり、資金的収支の補てん財源等に使用されるもの

貸借対照表の概要(令和5年3月31日)

(単位:百万円)



地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて令和 5 年 11 月 20 日に開催した議会へ報告しましたので、その内容について次のとおりお知らせします。

令和 4 年度 資金不足比率

会計名	資金不足比率
静岡県大井川広域水道企業団 水道用水供給事業会計	－（資金不足比率なし）

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{資金の不足額} \quad / \quad \text{事業の規模} \quad \times \quad 100 \\ & \Delta 4,131,772,421 \text{ 円} \quad / \quad 3,044,335,487 \text{ 円} \quad \times \quad 100 = \Delta 135.72\% \\ & \Rightarrow \text{「} - \text{（資金不足なし）」} \end{aligned}$$

資金不足比率とは、資金の不足額が事業の規模に対して、どの程度の割合になるかを示す比率で、地方公営企業の経営状況を示す指標です。

静岡県大井川広域水道企業団水道用水供給事業会計では、上表のとおり資金の不足額はありません。

資金不足比率が経営健全化基準値（20%）以上になった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。